

宮城県新型コロナウイルス感染症対策医療従事者支援金（仮称）について

事業目的

いまだ明確な治療法が確立されていない新型コロナウイルス感染症において、自身や家族への感染、さらに院内感染への不安及び恐怖心を抱えながら、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関において同感染症が疑われる方の検体採取並びに感染症指定医療機関及び入院協力医療機関において新型コロナウイルス感染症入院患者の治療（以下「診療」という。）に直接携わっている医療従事者の労に報いるため、「新型コロナウイルス感染症対策寄附金」（略称：コロナ寄附）を財源として、医療従事者支援金を当該医療機関に支給する。

支給要件

「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関は、寄附金を財源とする医療従事者支援金が県から支給されたことを示した上で、診療に携わった医療従事者に確実に支払うものとする。

なお、この場合、「医療従事者支援金」の名称や新たに手当を創設して支払うほか、既存の手当や給料に加算して支払うこととして差し支えないものとする。

支給対象・支給額

対象医療機関	対象職種	支給額 (1人当たり)
帰国者・接触者外来設置医療機関	検体採取時に感染症が疑われる方に直接接した医師，看護師，臨床検査技師，歯科医師等の医療職	<u>2,000円／日</u>
新型コロナウイルス感染症患者の入院を受入れた感染症指定医療機関及び入院協力医療機関	新型コロナウイルス感染症入院患者に直接接する治療等を行った医師，看護師，臨床検査技師，臨床工学技士等	<u>4,000円／日</u>

支給対象期間

令和2年2月4日（帰国者・接触者外来設置依頼の日）から令和2年7月31日まで

その他

- ・医療従事者支援金は，各医療機関から提出される手当等支払い計画書に基づき支給。
- ・各医療機関から提出される支払実績報告書により，支援金が医療従事者に確実に支払われたことを確認。